

令和7年第7回臨時会

津別町議会会議録

令和7年第7回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 7年 11月 25日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 7年 11月 28日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 7年 11月 28日 午前 10時 48分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	×	×	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞 稚 子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任又は嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	谷口 正樹	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	坂井 隆介	○
総務課長補佐	高橋 洋行	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
住民企画課長	迫田 久	○	監査委員事務局次長	松木 紀幸	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○			
税務財政課長	菅原文人	○			
税務財政課長補佐	小西美和子	○			
保健福祉課長	仁部真由美	○			
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子				
保健福祉課主幹	丸尾 美佐				
産業振興課長	石川 勝己				
産業振興課長補佐	渡辺 新				
建 設 課 長	中橋 正典	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会 計 管 理 者	丸尾 達也	○			
庶 務 係 長	成田 ゆかり	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	総 務 係	松嶋 祥己	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 小林 教行 9番 渡邊 直樹
2			会期の決定	自 11月28日 1日間 至 11月28日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	令和6年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	令和6年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	令和6年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	令和6年度津別町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定について（委員会報告）	
11	議案	51	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	52	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
13	〃	53	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
14	議案	54	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	55	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	56	令和7年度津別町一般会計補正予算(第4号)について	
17	〃	57	令和7年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
18	〃	58	令和7年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
19	〃	59	令和7年度津別町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について	
20	〃	60	令和7年度津別町下水道事業会計補正予算(第3号)について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しております。

たたいまより、令和 7 年第 7 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 小 林 教 行 君 9 番 渡 邊 直 樹 君

の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに、第7回臨時会を召集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る10月5日、勲五等瑞宝章、津別町自治功労者ならびに善行表彰者 加賀谷平三郎様をご逝去されました。故人は、昭和40年に津別町議会議員に初当選し、以来4期16年にわたり議員としてご尽力されました。平成14年には多額の浄財を寄附され、町政の発展に多大なご貢献をいただいたところであります。また、永年にわたり地域林産業の中心的立場でもご活躍され、平成13年秋の叙勲において、木材流通業振興功労として勲五等瑞宝章を受賞されるなど、地域振興にも大きく寄与されました。

生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、21世紀の森キャンプ場寝台車整備についてであります。鉄道愛好家で組織

する鉄道友の会に所属する福岡県在住の中村光司氏が、令和4年度に来町され、令和5年度から毎年、年2回会員数名とともに21世紀の森キャンプ場寝台車の整備および清掃をボランティアで行っていただいているところです。

今年度も5月および10月に会員2名と来町され、計15日間滞在し、寝台車の整備と清掃を実施していただきました。

中村氏からは、今後も実施したいとのご意向を伺っていることから、来年度以降も整備等についてお願いするとともに、中村氏をはじめ来町される鉄道友の会の皆さまと意見交換を行いながら、この取り組みに対し町として支援できることや、寝台車をはじめとする本町における廃線跡や鉄道車両の今後の活用について検討を進めてまいります。

次に、まちづくり懇談会についてであります。今年度は10月9日から11月25日までの間に16回開催したところ、75名の参加がありました。開催内容につきましては、自治会単位で13回、子育て世帯、障がい者および青年層の各団体向けに3回開催し、主に「まちなか再生基本計画について」と「まちづくり基本条例について」の二つのテーマについて意見交換を行ったところです。

昨年度は中止としていたため2年ぶりの開催となり、例年と比べると少ない参加人数となりましたが、参加者から、まちづくりへの提案書をいただくなど、多くの貴重なご意見をいただきました。開催にご協力をいただきました自治会、各団体等関係者の皆さまに改めてお礼を申し上げますとともに、いただいたご意見についてはしっかりと受け止めてまいります。

次に、東京都清瀬市との交流についてであります。昨年5月8日に澁谷桂司清瀬市長が来町し、清瀬市内の公園への鉄道車両展示を進めるにあたり、本町の21世紀の森キャンプ場および相生鉄道公園を視察されたことがきっかけで始まり、今年度は清瀬市が市政55周年を迎える記念の年であったことから、「きよせ市民まつり2025」への出席とクマヤキの販売の依頼を受け、10月19日、清瀬市を訪問いたしました。

「きよせ市民まつり2025」は、ゆうに300メートルを超える屋台店に約4万人が参加する大変大きなイベントであり、株式会社相生振興公社の協力のもと、用意したクマヤキ700個は、イベントの終了時刻を待たずに完売する盛況ぶりでありました。

なお、12月9日にタウンプロモーション事業の活動拠点であるEZOHUB TOKYOにて開催します「大雲海と神秘の湖で、豊かな充実した人生をin EZOHUB TOKYO」と題したイベントに、澁谷市長にご登壇いただく予定であり、今後も交流を通じ、両市町が発展することを目指してまいる所存であります。

次に、ポケモンマンホール蓋「ポケふた」設置についてであります。株式会社ポケモンと北海道の包括連携協定による地域活性化の取り組みの一環として、同社が進めているポケモンマンホール蓋「ポケふた」の令和7年度の設置自治体に本町が選ばれました。

このマンホール蓋は、各市町村のイメージにあわせてオリジナルデザインでつくられるものであり、津別町の「ポケふた」も唯一無二のマンホール蓋となっております。

「ポケふた」は、10月15日に札幌市で開催された8市町合同によるお披露目会にて贈呈され、設置場所である木材工芸館キノス入り口にて、10月31日、認定こども園こどもの杜のさくら組園児が出席の上、設置式を行いました。

今後は、キノスを訪れる方だけでなく、ポケモンファン等の新たな観光客を呼び込む、本町の新たな観光の目玉として発展していくことを期待しているところです。

次に、「モンベルフレンドエリアオホーツク」への加盟についてであります。11月10日、小清水町において開催されたモンベルフレンドエリアオホーツク連絡協議会に出席し、来年度から本町と清里町が加盟することについて承認されました。

この取り組みについては、アウトドア製品を製造販売する株式会社モンベルが、全国の自治体との連携により地域の自然や文化を活用し、アウトドア活動や観光の振興とともに同社の利用者に対し優待特典を供する事業を全国で展開しており、オホーツク管内におきましては、小清水町、北見市、網走市、美幌町、大空町の5市町とともに「モンベルフレンドエリアオホーツク」が組織され、自然豊かなオホーツク地域の魅力を発信しているところです。

今後は、「モンベルフレンドエリアオホーツク」の一員として、モンベルおよび加盟6市町と連携を密にし、オホーツクエリアの広域的な観光発展に寄与してまいります。

次に、石川県穴水町長の来町についてであります。令和6年の能登半島地震の際に、山梨県南アルプス市と友好都市同士であるご縁から、被災地支援として穴水町に

職員4名を派遣しており、11月27日、職員派遣のお礼のため吉村光輝穴水町長が来町されました。派遣職員4名も同席し、被災時の様子から、まだ復興途中である現状などについてのお話を伺い、感謝状や盾などの記念品の贈呈を受けたところです。

町の早期復興を願うとともに、今後とも南アルプス市をご縁とするつながりを大切にしていきたいと考えております。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第1号 令和6年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を、審議の都合上、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和6年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本件については、去る9月19日、第6回津別町議会定例会において、決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本臨時会に付議するものです。

本件6件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

細川副委員長、登壇願います。

○副委員長（細川博行君）　〔登壇〕　ただいま、議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過について、ご報告いたします。

令和6年度の津別町一般会計ほか特別会計の認定につきましては、令和7年9月19日、第6回津別町議会定例会において、本件審査のため、議長および議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町簡易水道事業会計、津別町下水道事業会計、以上6件の決算審査につきまして当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして委員長に巴光政委員、副委員長に私が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月28日に召集し、議場におきまして特別委員会委員のほか、議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出については、数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他付属資料につきましては、事項別明細書とあわせ同時に審査を行いました。また、特別会計については、歳入・歳出一括審査を行い、簡易水道事業会計については、剰余金処分案についても審議されました。その結果、当委員会に付託されました認定第1号令和6年度津別町一般会計決算の認定についてから、認定第6号令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定について、慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。

なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（鹿中順一君）　それでは、細川副委員長から報告がありました報告について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

お諮りします。

討論は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから、令和6年度津別町一般会計および特別会計の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和6年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和6年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件については、認定することに決定しました。

◎議案第51号～議案第52号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第52号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第51号から、日程第12、議案第52号までを一括議題とすることに決定しました。

議案第51号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(森井研児君) ただいま上程となりました、議案第51号および第52号につきまして、一括してご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、議会議員および特別職の職員の期末手当の支給率の引き上げと、特別職報酬等審議会の答申により、それぞれの報酬並びに給与月額を引き上げようとするものです。

まず、議案第51号についてです。

説明資料の2ページをお開きください。

改正理由としましては、令和7年人事院勧告および特別職報酬等審議会の答申を踏まえ改正するものです。

改正内容につきましては、一つ目として期末手当の率について、人事院勧告により職員の手当の引き上げに準じて、年間で0.05カ月分の引き上げとし、令和7年度については12月支給分に一括して0.05カ月分引き上げて支給し、来年度以降は、6月、12月支給分の支給率をそれぞれ2.325カ月とするものです。

二つ目として、議員報酬月額について、特別職報酬等審議会におきまして、これまでの改定経過、オホーツク管内の各自治体の現状や最近の改定状況、経済成長率や消費者物価動向等を総合的な検討材料とし、審議がなされた答申を踏まえ、それぞれ増額改正するものです。

新旧対照表としましては、第6条第2項で、令和8年4月以降の年2回の支給率を改正し、3ページに移りまして、特例措置として附則の規定を追加し、令和7年12月分の期末手当の支給率を規定しております。

続いて、別表第1にて議員報酬月額を改正するものです。

続きまして、議案第52号についてです。

説明資料の4ページをお開きください。

改正理由、改正内容につきましては、議案第51号と同様となります。

新旧対照表につきましては、第3条にて給与月額を改正しております。

続いて、下段の第4条では、令和8年4月以降の年2回の支給率に改正し、5ページに移りまして、特例措置として附則の規定を追加し、令和7年12月分の期末手当の支給率を規定しております。

それでは、議案にお戻りください。

議案第51号および第52号の改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものととなります。

附則としまして、施行日については公布の日とし、議員報酬月額と特別職給与月額の改正につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第51号および52号についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

はじめに、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(森井研児君) ただいま上程となりました、議案第53号につきましてご説明いたします。

説明資料の6ページをお開きください。

改正理由としましては、特別職報酬等審議会の協議結果を踏まえ改正するものとな

ります。

審議会におきましては、これまでの改定経過、オホーツク管内の各自治体の現状や最近の改定状況、津別町の自主自立まちづくり構想での半日報酬化導入の影響、消費者物価動向や最低賃金の動向等々を総合的な検討材料とし審議がなされ答申となっております。

改正内容につきましては、一部委員は既に改定履歴があったり、近隣自治体より水準が高いなどの特殊要因で据え置きしているものもありますけれども、報酬額について、それぞれ増額改正するものとなっております。

新旧対照表につきましては、6ページから9ページに及びますけれども、別表第1にて各機関の委員の報酬額を改正するものとなっております。

それでは、議案にお戻りください。

改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文、別表化したものとなっております。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものとなっております。

以上、議案第53号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 54 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 54 号につきましてご説明いたします。

説明資料の 10 ページをお開きください。

改正理由としましては、令和 7 年人事院勧告に伴い改正するものとなっております。

改正内容につきましては、一つ目は、職員の期末手当および勤勉手当の率について、それぞれ年間で 0.025 カ月分の引き上げとし、令和 7 年度については 12 月支給分に一括して 0.025 カ月分引き上げて支給し、来年度以降は 6 月、12 月支給分の支給率を期末手当は 1.2625 カ月、勤勉手当は 1.0625 カ月とするものです。

二つ目は、暫定再任用職員の期末手当および勤勉手当の率についても職員同様に 0.025 カ月分引き上げ、令和 7 年度につきましては 12 月支給分に一括して 0.025 カ月分引き上げて支給し、来年度以降は 6 月、12 月支給分の支給率を期末手当は 0.7125 カ月、勤勉手当は 0.5125 カ月とするものです。

三つ目は、給料表につきまして、若年層に重点を置き平均 3.3%の増で、全体を改定するものとなっております。

四つ目は、通勤手当について、自動車等の使用距離が片道 10 キロメートル以上の区分ごとに 200 円から 7,100 円の幅で引き上げ改定するものとなっております。

新旧対照表につきましては、10 ページから 11 ページに及びますが、第 20 条第 2 項および第 3 項にて、期末手当について令和 8 年 4 月以降の年 2 回の支給率に改正しております。

次に、12 ページに及びますが、第 21 条第 2 項各号にて勤勉手当について、令和 8 年 4 月以降の年 2 回の支給率に改正しております。

次に、13 ページに及びますけれども、第 23 条第 2 項第 2 号にて、通勤手当の額を改定しております。

続きまして、その下段から 14 ページに及びますが、特例措置として附則の規定を追加し、令和 7 年 12 月分の期末手当および勤勉手当の支給率を規定しております。

次に、14 ページから 21 ページまでに及びますが、別表第 1 において給料表の改定を行っております。

それでは議案にお戻りください。

改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したのとなっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の第 23 条および別表第 1 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行日の前日までに職員に支払われた給料は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものです。

以上、議案第 54 号についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 55 号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 55 号につきまして、ご説明いたします。

説明資料の 22 ページをお開きください。

改正理由としましては、令和 7 年人事院勧告に伴い改正するものです。

改正内容につきましては、一つ目として期末手当の率について、職員の給与条例を準用している読み替え規定を改正するもので、二つ目としまして、通勤手当が令和 7 年 4 月 1 日にさかのぼって適用されますが、給与表の準用と同様に会計年度任用職員については遡及しないため、特例を新設するものです。

新旧対照表については、第 10 条において準用している支給率を改正しております。

続いて下段から 23 ページに及びますが、附則にて通勤手当の改正における特例を新設しております。

それでは、議案にお戻りください。

改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものとなっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第 55 号についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第56号 令和7年度津別町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐(小西美和子さん) ただいま上程となりました、議案第56号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議会議員の報酬および特別職ならびに一般職の職員給与費について、ただいま条例改正いただきました内容の補正となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算に、それぞれ2,422万5,000円を追加し、補正後の予算総額を93億624万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書について、歳出より説明いたしますので、5ページから6ページをご覧ください。

款1、項1、目1 議会費、中段の議員報酬等は条例改正により議員期末手当で10万2,000円の増額です。この項目以外につきましては、条例改正に伴う特別職と一般職の給与費で、各科目において補正をしているところです。

また、特別会計および企業会計への繰出金についても全て給与費に関する繰出金で

す。

一般会計全体では、給料で1,238万7,000円の増額、職員手当等で720万5,000円の増額、共済費で126万5,000円の増額、退職手当組合および福祉協会負担金で117万8,000円の増額で、合計では2,203万5,000円の増額です。

特別会計および企業会計を含めた全会計では、合計2,437万3,000円の増額となります。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページをご覧ください。

款19繰越金は、2,422万5,000円の増額です。

補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額および予算総額となるものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は提案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 57 号 令和 7 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 57 号についてご説明を申し上げます。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額から 93 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 2,773 万 1,000 円とするものです。

補正の理由につきましては、本日、議決をいただきました条例改正に伴う職員給与費のみの増額ですので、事項別明細の説明は割愛をさせていただきます。

第 2 項の第 1 表につきましては、歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 58 号 令和 7 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 58 号についてご説明申し上げます。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に 67 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 8,124 万円とするものです。

補正の理由につきましては、本日、議決をいただきました、条例改正に伴う職員給与費のみの増額となります。そのため、事項別明細の説明につきましては割愛させていただきます。

第 2 項の第 1 表につきましては、歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については、第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 59 号 令和 7 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 59 号についてご説明申し上げます。

補正の主な内容につきましては、給与改定に伴う人件費の補正になります。

第 2 条収益的収入及び支出における収入につきましては、水道事業収益を 24 万円増額し、2 億 3,989 万 5,000 円とし、支出の水道事業費用を 49 万円増額し、2 億 811 万 5,000 円とするものです。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費において、企業職員給をはじめとする給与費の補正で 49 万円の増額です。

収入につきましては、水道事業収益、営業外収益、他会計繰入金で、一般会計繰入金が給与費の増に伴い 24 万円の増額です。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。

今回の補正で、最下段の資金期末残高につきましては 25 万円の減額となり、6 億 6,497 万 8,000 円となります。

4 ページから 6 ページは貸借対照表です。

今回の補正により、4 ページ、2 流動資産では、現金預金が 6 億 6,497 万 8,000 円となり、資産合計は 31 億 949 万 3,000 となりました。

条文にお戻りいただきまして、第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を 49 万円増額し、2,149 万 7,000 円とするものです。

第 4 条他会計からの繰入金及び補助金につきましては、一般会計からの繰入金を職

員給与費に充てるものを24万円増額するものです。

以上、議案第59号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、議案第60号 令和7年度津別町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第60号についてご説明申し上げます。

補正の主な内容につきましては、給与改定に伴う人件費の補正になります。

第2条収益的収入及び支出における収入につきましては、下水道事業収益を23万7,000円増額し、5億294万5,000円とし、支出の下水道事業費用を23万7,000円増額し、4億9,521万6,000円とするものです。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、下水道事業費用、営業費用、総係費において、企業職員給をはじめとする給与費の補正で23万7,000円の増額です。

収入につきましては、下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で一般会計繰入金が増額23万7,000円です。

キャッシュ・フロー計算書および貸借対照表につきましては、今回の補正による変更はありません。

条文にお戻りいただきまして、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を23万7,000円増額し、597万4,000円とするものです。

第4条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について、一般会計からの繰入金を職員給与費に充てるものとして、23万7,000円増額するものです。

以上、議案第60号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。
これで令和7年第7回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。
ご苦労さまでした。

（午前10時48分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員